



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2022 JANUARY / 249号

★ 特許料等の改定 ★

令和4年4月1日より、特許法等関係手数料令が改正され、特許料等が値上げされます。新料金は下記のとおりです。かなり大幅な改定なので、可能な限り3月31日までに納付するのがよいでしょう。当所の立替え額も大きくなりますので、予めご送金いただく場合もあります。そのときはよろしくお願いいたします。

(1) 特許

項目	改定前金額	改定後金額
出願料	14,000 円	14,000 円
出願審査請求料	138,000 円 + (請求項の数 × 4,000 円)	138,000 円 + (請求項の数 × 4,000 円)
特許料 (第1年から第3年まで)	毎年 2,100 円 + (請求項の数 × 200 円)	毎年 4,300 円 + (請求項の数 × 300 円)
(第4年から第6年まで)	毎年 6,400 円 + (請求項の数 × 500 円)	毎年 10,300 円 + (請求項の数 × 800 円)
(第7年から第9年まで)	毎年 19,300 円 + (請求項の数 × 1,500 円)	毎年 24,800 円 + (請求項の数 × 1,900 円)
(第10年から第25年まで)	毎年 55,400 円 + (請求項の数 × 4,300 円)	毎年 59,400 円 + (請求項の数 × 4,600 円)

(2) 実用新案

項目	改定前金額	改定後金額
出願料	14,000 円	14,000 円
技術評価請求料	42,000 円 + (請求項の数 × 1,000 円)	42,000 円 + (請求項の数 × 1,000 円)
登録料 (第1年から第3年まで)	毎年 2,100 円 + (請求項の数 × 100 円)	毎年 2,100 円 + (請求項の数 × 100 円)
(第4年から第6年まで)	毎年 6,100 円 + (請求項の数 × 300 円)	毎年 6,100 円 + (請求項の数 × 300 円)
(第7年から第10年まで)	毎年 18,100 円 + (請求項の数 × 900 円)	毎年 18,100 円 + (請求項の数 × 900 円)

(裏面へ続く)

(前面より)

(3) 意匠

項目	改定前金額	改定後金額
出願料	16,000 円	16,000 円
登録料 (第 1 年から第 3 年 まで)	毎年 8,500 円	毎年 8,500 円
(第 4 年から第 25 年まで)	毎年 16,900 円	毎年 16,900 円

(4) 商標

項目	改定前金額	改定後金額
出願料	3,400 円 + (区分数 × 8,600 円)	3,400 円 + (区分数 × 8,600 円)
防護標章登録出願又は防護 標章登録に基づく権利 の存続期間更新登録出 願	6,800 円 + (区分数 × 17,200 円)	6,800 円 + (区分数 × 17,200 円)
商標登録料	区分数 × 28,200 円	区分数 × 32,900 円
分納額 (前期・後期支払分)	区分数 × 16,400 円	区分数 × 17,200 円
更新登録申請	区分数 × 38,800 円	区分数 × 43,600 円
分納額 (前期・後期支払分)	区分数 × 22,600 円	区分数 × 22,800 円
防護標章登録料	区分数 × 28,200 円	区分数 × 32,900 円
防護標章更新登録料	区分数 × 33,400 円	区分数 × 37,500 円